富運整第２４７号の２
平成２７年８月３１日

自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局富山運輸支局長

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策
マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（平成２７年８月２８日付け北信保第４４号）のとおり通知があったので了知されるとともに、輸送の安全確保に万全を期されたい。

北 信 技 保 第 44 号
平成 27 年 8 月 28 日

富山運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長
（公印省略）

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策
マニュアル～SAS 対策の必要性と活用～」について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成 27 年 8 月 27 日付け国自安第 107 号の 2）のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴支局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。

技係
第 53 号
27. 8. 27
北陸信越運輸局

国自安第１０７号の２
平成２７年８月２７日

北陸信越運輸局長　殿

自動車局長

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対する指導の徹底を図られたい。

別　添

国自安第１０７号
平成２７年８月２５日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局長

「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」について

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管理により過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転ができないおそれがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意していく必要があります。

一方、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病気があることが知られており、これらに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取組みが重要です。その中で「睡眠時無呼吸症候群」(Sleep Apnea Syndrome：ＳＡＳ。以下「ＳＡＳ」という。)については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成２２年７月１日策定、平成２６年４月１８日改訂。以下「健康管理マニュアル」という。）において、ＳＡＳスクリーニング検査を推奨検査とし、「「睡眠時無呼吸症候群」に注意しましょう！」（平成１５年３月策定。平成１９年６月改訂。以下「ＳＡＳマニュアル」という。）というマニュアルを活用する等して、ＳＡＳの周知と早期発見・早期治療に努めてきたところです。

ＳＡＳマニュアルを改訂し８年が経過したところであり、今般、この間に得られた知見や運用等の具体化も踏まえ、当該ＳＡＳマニュアルを全面的に見直し、題目を標記題目と改め、ＳＡＳの早期発見・早期治療について、再度徹底することとしましたので、ＳＡＳに起因する居眠り運転や漫然運転による事故の防止を図るため、別添資料（当該ＳＡＳマニュアル）及び下記事項について傘下会員事業者に対し周知徹底していただくようお願いします。

記

１．別添資料「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」を活用し、ＳＡＳの早期発見・早期治療の重要性について、運転者、運行管理者及び人事・労務担当者等全ての関係者に周知すること。

２．ＳＡＳは生活習慣と大きく関係のある疾病であることから日頃からの健康管理教育の徹底を運行管理者等に促すこと。

３．ＳＡＳであっても日中に強い眠気を感じない人がいることが様々な研究でわかっており、ＳＡＳの早期発見のため、日中に強い眠気を感じない運転者も簡易なスクリーニング検査を受診するよう努めること。

４．スクリーニング検査でＳＡＳの確定診断のための精密検査が必要と判断された場合には、精密検査を受けるとともに、ＳＡＳと診断された場合には、適切な治療を受けるよう当該運転者を指導すること。

５．ＳＡＳであっても、早期に発見し適切な治療をすれば、ＳＡＳでない者と全く同様な乗務が可能であることを理解し、ＳＡＳと判明したからといって乗務からはずすなどの差別的な扱いをしないこと。差別的な扱いを避けるためにＳＡＳであることを隠し、治療を受けないで運転業務を続けることが最も危険な状態であることを理解すること。

６．ＳＡＳと診断された運転者の就業上の措置の決定や点呼時の乗務可否判断の目安に関しては「健康管理マニュアル」を併用するとともに、担当医及び産業医等と密に情報共有を行うこと。

７．なお、ＳＡＳ以外にも、居眠り運転や眠気に起因した漫然運転と関連した様々な病気があることが知られており、原因不明の過度な眠気がある場合には、これらの早期発見・早期治療の観点からも、専門医療機関への受診が重要であることを理解すること。